

5

企業支援制度

各種奨励金や補助金を用意。ビジネスマッチングも支援

高槻市企業立地促進制度

アピールポイント

- 最大 20 億円を超える奨励金
- 賃借等での新設・増設も対象

- 事業所の増設、建替えも対象
- 雇用奨励金・研究者集積奨励金とともに 1 人の雇用から対象 (上限なし)

適用要件と奨励内容

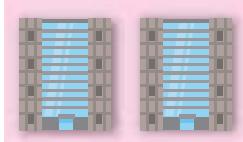
【地域】①工業地域 ②準工業地域 ③その他市長が適当であると認める区域 (※初期投資奨励金は市街化区域のみ)

【業種】①製造業 ②情報通信業 ③学術・研究開発機関 ④その他、市長が特に本市の産業に資すると認める事業

【要件】

1 新設

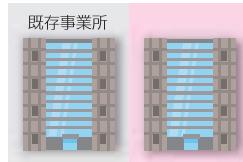
市内で新たに事業所を設置



すべてが対象

2 増設

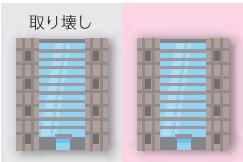
市内企業が事業所を増設



増設した部分が対象

3 建替え

市内企業が事業所を建て替え



建替えした部分が対象

事業所税奨励金

新設等する対象事業所の床面積が500m²を超え、かつ事業所税の納付義務者となる場合
(市内事業所合計の床面積1,000m²超、従業員100名超の場合)

対象事業所の事業所税額に相当する奨励金(5年間)
※各年度の交付額上限は1億円

固定資産税・都市計画税奨励金

新設等される事業所の床面積が500m²を超え、かつ、事業者がその事業所の固定資産税の納付義務者となる場合

特定固定資産税に係る固定資産税及び都市計画税の額の2分の1に相当する奨励金(5年間)
※各年度の交付額上限は5千万円
※償却資産は1品50万円以上が対象

初期投資奨励金

敷地面積が500m²を超える土地を購入し、対象事業所が操業を開始した場合
※対象地域:工業地域、準工業地域、その他市長が認める市街化区域

購入した敷地面積1m²あたり1万円
※年度上限1億円、総額上限10億円
※過去に自己所有であった用地は対象外

雇用奨励金

新規雇用市民従業者を雇用し、又は転入従業者を対象事業所に操業開始日の前後90日以内に勤務させ、1年以上継続して当該対象事業所に勤務させた場合

1人につき年10万円
(5年間:最大50万円) 人数上限なし

研究設備等投資奨励金

新設等される対象研究所の床面積が500m²を超えて操業開始した場合

新たに導入した研究設備等に係る固定資産税の2分の1に相当する奨励金(5年間)
※各年度の交付額上限は5千万円
※償却資産は1品50万円以上が対象

研究者集積奨励金

新規雇用市民研究者を雇用し、又は転入研究者を対象研究所に操業開始日の前後90日以内に勤務させ、1年以上継続して当該対象研究所に勤務させた場合

1人につき年20万円
(5年間:最大100万円) 人数上限なし

※対象事業所の操業開始前後90日以内に申請を行う必要があります。

※申請にあたっては、事前に産業振興課までご相談ください。